

1 令和5年度山形県社会福祉事業団事業計画について

〔基本理念〕

- 1 利用者一人一人の権利擁護及び個人の尊厳に基づく自立支援と社会参加を推進します。
- 2 福祉理念や国及び県の福祉施策を踏まえ、利用者及び地域のニーズに沿う事業を実施し、利用者や地域から信頼を得るとともに、介護や援助事故の防止に努め、安心できる施設運営を目指します。
- 3 社会福祉法人としての公益性・社会的使命を踏まえ、事業経営の透明性を図るとともに、的確な経営状況の把握を行い、経営の安定化に取り組みます。
- 4 県及び市町村と連携を図り、障がい及び高齢者保健福祉圏域や地域で、先駆性・専門性・広域性のある役割と機能を担い、新たな事業展開やサービスの研究・開発等に取り組みます。
- 5 施設の人的資源や物的資源を活用し、地域福祉及び在宅福祉の推進と福祉人材の育成に努めます。

1 基本方針

- (1) 社会福祉法及び関係法令を遵守し、適切な施設運営と財務管理に努めます。
- (2) 利用者の人権を尊重し、心身の状況や障がい特性に応じた支援を行います。
- (3) 施設の専門機能及び人材を生かし、福祉人材育成と地域貢献を推進します。
- (4) 利用者の安全、安心で健康的な生活を支援します。
- (5) 利用者の満足度の向上と地域生活の場及び行動範囲の拡大に努めます。
- (6) 職員は福祉職として一人一人の質の向上及びチーム支援の向上に努めます。

2 令和5年度に取り組む重点項目

(1) 自立的で持続可能な経営の確立

- ①各サービスの利用者確保
 - ア 利用者確保のための入退所担当者の明確化
 - イ 営業戦略の確立と実行
 - ウ 目標収支差額の設定と目標収支差額を基本とした目標利用率の設定
- ②退所から入所までのタイムラグの短縮
 - ア 入所手順の明確化と周知
 - イ 事前準備の徹底
- ③支出契約の見直しと節減・効率化による物価高騰への対応
 - ア 役務費等の一括契約
 - イ ウェブ会議の活用
 - ウ 食事材料の一括契約
- ④「山形県社会福祉事業団代表者会議」の設置・開催
 - ア 経営全般に係る状況の報告と情報共有
 - イ 利用者支援に係る状況の報告と情報共有
 - ウ 人材確保と人材育成に関する情報共有
 - エ 経営改革理念の理解促進と共有

(2) 質の高い福祉サービスの提供

- ①利用者の安全・安心な生活環境の提供及び虐待防止・権利擁護の推進
 - ア 個別支援計画に基づいた支援の提供（意思決定支援の実践）
 - イ 山形県社会福祉事業団倫理綱領の遵守と遵守システムに基づく点検
 - ウ 法令に定める研修等の実施（法令遵守）
 - エ 介護・援助事故の防止の徹底（ヒヤリ・ハットの取組）
- ②人材の確保と育成
 - ア 一般競争試験、資格職選考試験、指定校推薦及び内部登用試験の実施並びに採用のあり方の検討
 - イ 目標管理型による個別ニーズに沿った計画的な研修の受講と資格取得
 - ウ e-ラーニング導入によるウェブ講義（階層別・テーマ別）の視聴による学習の機会の提供
- ③計画的な施設設備等の整備
 - ア 改築計画に基づいた施設と事務局改築営繕室との連絡・連携による整備の実施
 - イ 特養施設5か年施設整備計画に基づく整備等の実施
 - ウ 介護・支援等、業務関係システムの更新等の対応に要する設備の調査及び整備の実施
 - エ ICT補助金等を活用した労働環境改善に寄与する設備の調査及び整備の実施

(3) 将来構想に基づく後期5か年実行計画の中間評価・検証及び見直し計画の策定

- ①経営改革評価検証委員会での中間評価・検証
 - ア 令和4年度決算に基づく現状分析
 - イ 後期5か年実行計画内の個別項目調査結果に基づく検討
- ②中間評価及び検証結果を踏まえた見直し計画の検討と策定
 - ア 実現性に即した費用対効果のある見直し計画の検討と策定
 - イ 各施設職員の改革理念の理解促進とコミュニケーション機会の確保及び情報共有を目的とした「山形県社会福祉事業団代表者会議」の開催

(4) 山形県総合コロニー希望が丘の移転・再編改築計画の推進

- ①地域福祉支援センターの移転及び地域福祉支援拠点の推進
 - ア 日中活動事業所及び共同生活援助事業所（事務所機能）の移転・事業開始
 - イ 相談支援事業所の開設準備及び受託事業の移転準備
- ②障害者支援施設の移転・再編改築計画
 - ア 基本構想の見直しを含めた定員等、事業規模の検討
 - イ 県及び関係市町村との連携を強化し候補地を選定